

## 津波災害警戒区域の指定の方向性

## 1 津波災害警戒区域の指定

## 【論点】

指定する津波災害警戒区域の範囲は、浸水想定区域と同一とするのか、異なるものとするのか。

<参考>国土交通省資料より

指定する区域の範囲は、津波浸水想定に定める浸水の区域を基本とするが、周囲の地形、土地利用状況等を考慮し、隣接する区域も含めて検討。

## 【事務局案】

浸水想定区域と同一の区域とする。

- ・バッファゾーンは設けない。
- ・浸水深 1 cm 以上で警戒区域とする。

## 【理由】

- ・府民にとって、浸水想定区域＝警戒区域とすることが分かりやすい。
- ・浸水想定区域以外の区域を指定する場合、線引きや説明が困難。
- ・浸水想定区域は、あくまでも想定であり、不確実性を含むが、その区域を拡大して警戒区域とすると、不確実性がさらに大きくなる。
- ・1 cm～30cm 程度の津波であっても、住民の生命及び身体に危害が生じるおそれがないとは言えず、警戒避難体制を構築する必要がある。

## 【参考】

- ・警戒区域指定で先行する 4 県中 3 県（徳島県、山口県、和歌山県）については、浸水想定区域＝警戒区域としている。
- ・残る静岡県は、警戒区域を指定した 2 町については、浸水想定区域＝警戒区域。

## 2 津波災害特別警戒区域の指定

### 【論点】

津波災害特別警戒区域を指定するのか。

### 【事務局案】

今後の科学的知見や関係市町の意向を踏まえ検討する。

#### 【理由】

- ・警戒区域指定後、避難促進施設において作成した避難確保計画を踏まえ、関係市町の意見を聴取しながら、必要に応じて検討することとする。
- ・発生確率の高い南海トラフ地震による被害が想定される太平洋側の都道府県においても指定実績がない。

### 【参考】

区 域	法令上の規定	法令上の規制
津波災害警戒区域 (イエローゾーン)	津波法 第53条 都道府県知事は、津波により住民の生命及び身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。	なし  ・市町村地域防災計画への津波警戒避難体制に関する事項（※）の記載 ※予警報の伝達、避難場所・避難経路、避難訓練、避難促進施設  ・市町村による津波ハザードマップの作成  ・市町村による避難施設の指定・管理協定の締結  ・避難促進施設（福祉施設、学校、病院等）における避難確保計画の作成、避難訓練の実施
津波災害特別警戒区域 (オレンジゾーン)	津波法 第72条 都道府県知事は、警戒区域のうち、津波により建築物が損壊又は浸水し、住民の生命及び身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。	あり  ・福祉施設、学校、病院等の建築物が津波に対して安全な構造であること ・病室等の居室の床面の高さが基準水位以上 ・病院等建設の開発行為に当たって擁壁の設置等の措置をすること  ・市町村条例で区域を定めて、住宅等の居室の高さや構造等について上記と同様の措置を求めることができる（レッドゾーン）